

第三十一次国会 内閣委員會議録 第一号

本国会召集日(昭和三十三年十二月十日)(水曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 内海 安吉君

理事岡崎 英城君 理事高瀬 傳君

理事高橋 禎一君 理事平井 義一君

理事前田 正男君 理事飛鳥田 一雄君

理事受田 新吉君 理事木原津與志君

今松 治郎君 植木庚子郎君

小金 義昭君 瀧田 彌三君

始岡 伊平君 田中 龍夫君

田村 元君 高橋 等君

富田 健治君 橋本 正之君

船田 中君 保科善四郎君

町村 金五君 西久保重光君

石橋 政嗣君 石山 權作君

柏 正男君 中原 健次君

西尾 末廣君 八木 昇君

柳田 秀一君

昭和三十三年十二月十三日(土曜日)

午後一時二十五分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

理事岡崎 英城君 理事高瀬 傳君

理事高橋 禎一君 理事前田 正男君

理事受田 新吉君 理事木原津與志君

大倉 三郎君 川崎末五郎君

田中 角榮君 田中 龍夫君

富田 健治君 中村 幸八君

橋本登美三郎君 橋本 正之君

松田竹千代君 三和 精一君

石橋 政嗣君 石山 權作君

柏 正男君 中原 健次君

八木 昇君

出席政府委員

人事院総裁 淺井 清君

総理府総務長官 松野 頼三君

総理府総務副官 佐藤 朝生君

官房公務員制度調査室長

増子 正宏君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

十二月十三日

委員小金義昭君、瀧田彌三君、始岡伊平君、高橋等君、田村元君、船田中君及び保科善四郎君辞任につき、その補欠として川崎末五郎君、田中角榮君、橋本登美三郎君、大倉三郎君、三和精一君、中村幸八君及び松田竹千代君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大倉三郎君、川崎末五郎君、田中角榮君、中村幸八君、橋本登美三郎君、松田竹千代君及び三和精一君辞任につき、その補欠として高橋等君、小金義昭君、瀧田彌三君、船田中君、始岡伊平君、保科善四郎君及び田村元君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十日

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

憲法調査会法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

科学技術會議設置法案(内閣提出第一〇号)

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査會設置法案(内閣提出第二十九号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○内海委員長 これより會議を開きます。まず内閣調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。本會期中におきましても、前国会通り、調査する事項といたしまして、一、行政機構並びにその運営に関する事項、二、恩給及び法制一般に関する事項、三、国防の防衛に関する事項、四、公務員の制度及び給与に関する事項といたしまして、議長の承認を得たいと存じますが、御異議ありませんか。

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。なお、その手続につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

○内海委員長 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。松野総務長官。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の二百六十」を「百分の二百八十」に改める。

第二条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「百分の六十六・二五以内」を「百分の六十一・〇四以内」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則第三号及び防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二第二項において準用す

る場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項(総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第十四条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により基く場合を含む。)の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百八十」とあるのは、「百分の二百六十をこえ百分の二百八十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

3 昭和三十三年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができ。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和三十三年七月十六日付勧告にかんがみ、十二月十五日に支給する国家公務員の期末手当を増額し、これに伴い自衛官の航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当の額の最高限度を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松野政府委員　ただいま議題となりました一般職の職員への給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

国家公務員の給与に關し本年七月十六日付をもつて人事院から勧告がありましたので、その内容等につき検討いたしました結果、十二月に支給する期末手当に關する部分につきましては、この際これを実施することが適當であるとの結論に達した次第であります。

以上の理由により、一般職の職員に給与に関する法律の一部を改正し、国家公務員に対し十二月十五日に支給する期末手当の額を〇・一月分増額することにいたしました。また、期末手当の増額に伴いまして、自衛官に対する航空手当等の額を増額する必要があり、ますので、防衛庁職員給与法の一部を改正し、航空手当等の額の俸給日額に対する割合の最高限度を期末手当の増額分だけ引き上げることいたしました。なおこの改正法律案により、期末

手当の増額されることとなる部分の本年十二月における支給につきまして、は、従前の例にならない、各庁の長が既定人件費の節約等によりまかない得る範囲内で定める割合により支給することといたしました。

以上が、この法律案を提案する理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○内海委員長 これより本案について質疑に入ります。――別に質疑の申し出もありませんので、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

本案に対し、受田新吉君外十名より修正案が提出されております。この際本修正案を議題とし、提出者よりその趣旨の説明を求めます。受田新吉君。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第十九条の四第二項の改正に関する部分を次のように改める。

第十九条の四第二項中「百分の二百六十」を「百分の二百」に、「百分の五十」を「百分の七十五」に、「百分の三十」を「百分の四十五」に、「百分の十五」を「百分の二十」に、「一・五」に改める。

第二條中「百分の六十一・〇四」を「百分の六十二・五」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

○受田委員 ただいま議題となつております。一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に對しまして、修正案を提出いたします。まず、修正案を朗讀いたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条第十九条の四第二項の改正に關する部分を次のように改める。

第十九条の四第二項中「百分の二百六十」を「百分の二百に、百分の五十」を「百分の七十五」に、「百分の三十」を「百分の四十五」

に、「百分の十五」を「百分の二十・五」に改める。

第二条中「百分の六十一・〇四」を「百分の六十二・五」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

これに對しまして提案理由を説明申
上げたいと思います。本修正案は、

額を、政府案よりさらに〇・一カ月分を増額して、一・五カ月分とし、勸学当を合せて二カ月分としようとすものであります。御承知のように、七月十六日付の人事院勧告の説明

料を拝見しますと、昨年の民間にお
まする特別給の額は全規模平均で年
一・八七カ月分でありますが、こ
を規模別に見ますと、五百人以上

ては不利な取扱いであるといわなければなりません。

以上の理由から、現在までの民間特別給の支給状況では、公務員に支給す

べき特別手当は年周を通じて三カ月分程度が妥当であると考えまして、十二月に支給する期末手当をさらに〇・一カ月分増額し、勤勉手当と合せて二カ月

分として、六月に支給する期末手当を
○・二五カ月分増額して、勤勉手当と
合せて一カ月分とした次第でありま
す。なおこの修正に伴ひまして、本
年度において必要となります経費は、
一般職、特別職職員分を合せて概

算二十四億円、平年度におきまして概算五十四億円であることをつけ加えておまきす。どうぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

○内海委員長 本修正案は予算の増額を伴う修正案でありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣より意見を承ねることといたします。松野総務長官。

○松野政府委員 修正案に対する内閣

の意見を申し上げます。

国家公務員の期末手当を本修正案のように増額することは、民間におけるこの種の手当の支給状況との均衡をや

や失することとなるばかりでなく、その実施は財政的にもきわめて困難でありますので、政府としては残念でございますが賛成いたしかねる次第でございます。

これより原案及び修正案を一括して討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、受田新吉君外十名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内海委員長 起立少數。よつて受田新吉君外十名提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたしました。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○内海委員長 起立多数。よつて一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、原案の通り可決

いたしました。

なお、本案に関する委員会報告書の

作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつてそのよりに決しました。

次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後一時三十五分散会

〔参照〕
一 役職の議員の給与に関する法律等

の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕